

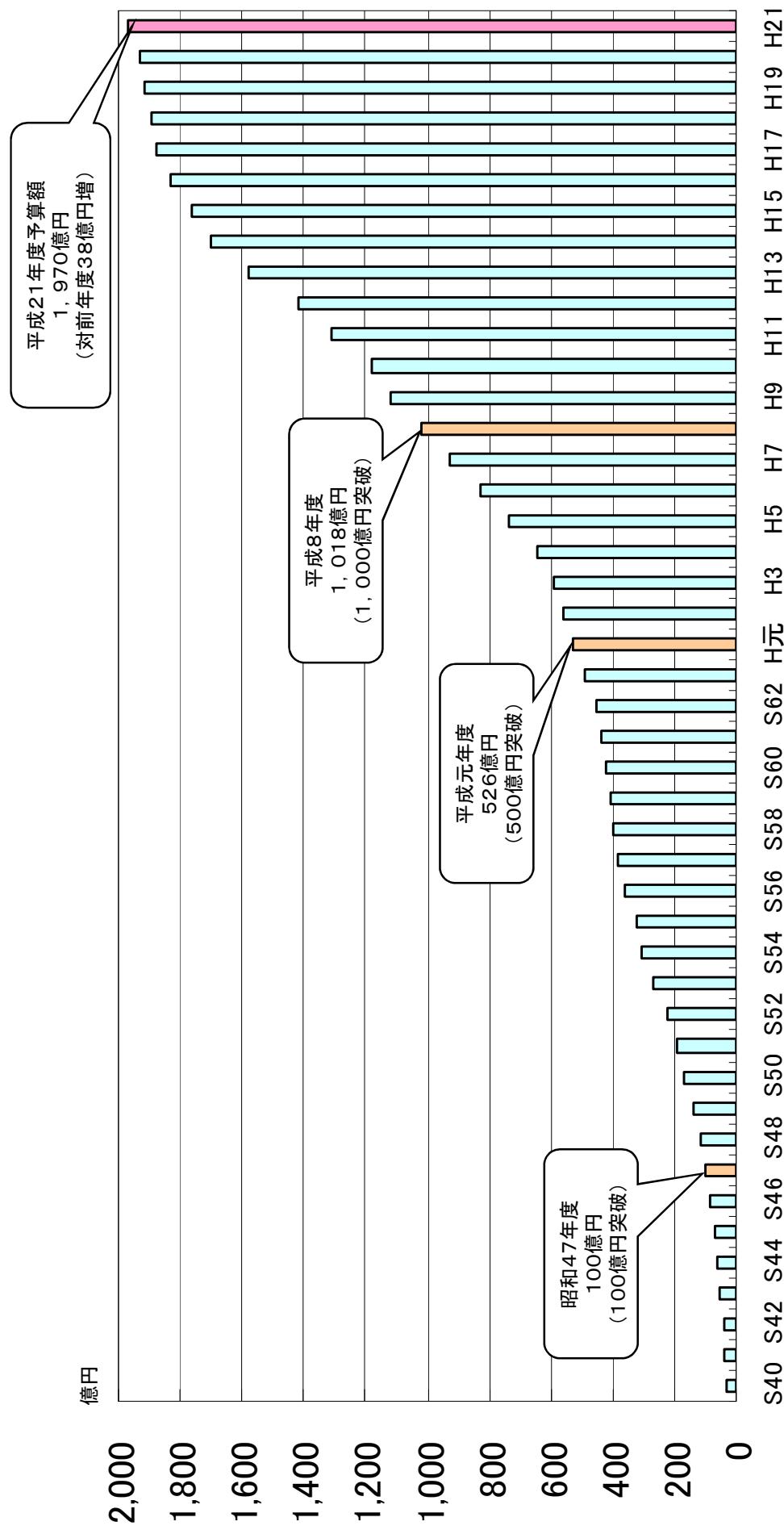
平成 22 年度科学研究費補助金公募要領等説明会資料

資料 1 科学研究費補助金をめぐる最近の状況等について	1
資料 2 平成 22 年度科学研究費補助金 公募要領等について	15
資料 3 平成 22 年度公募にかかる応募書類の作成・提出等について	25
資料 4 平成 22 年度公募内容等に関する Q&A 集	69

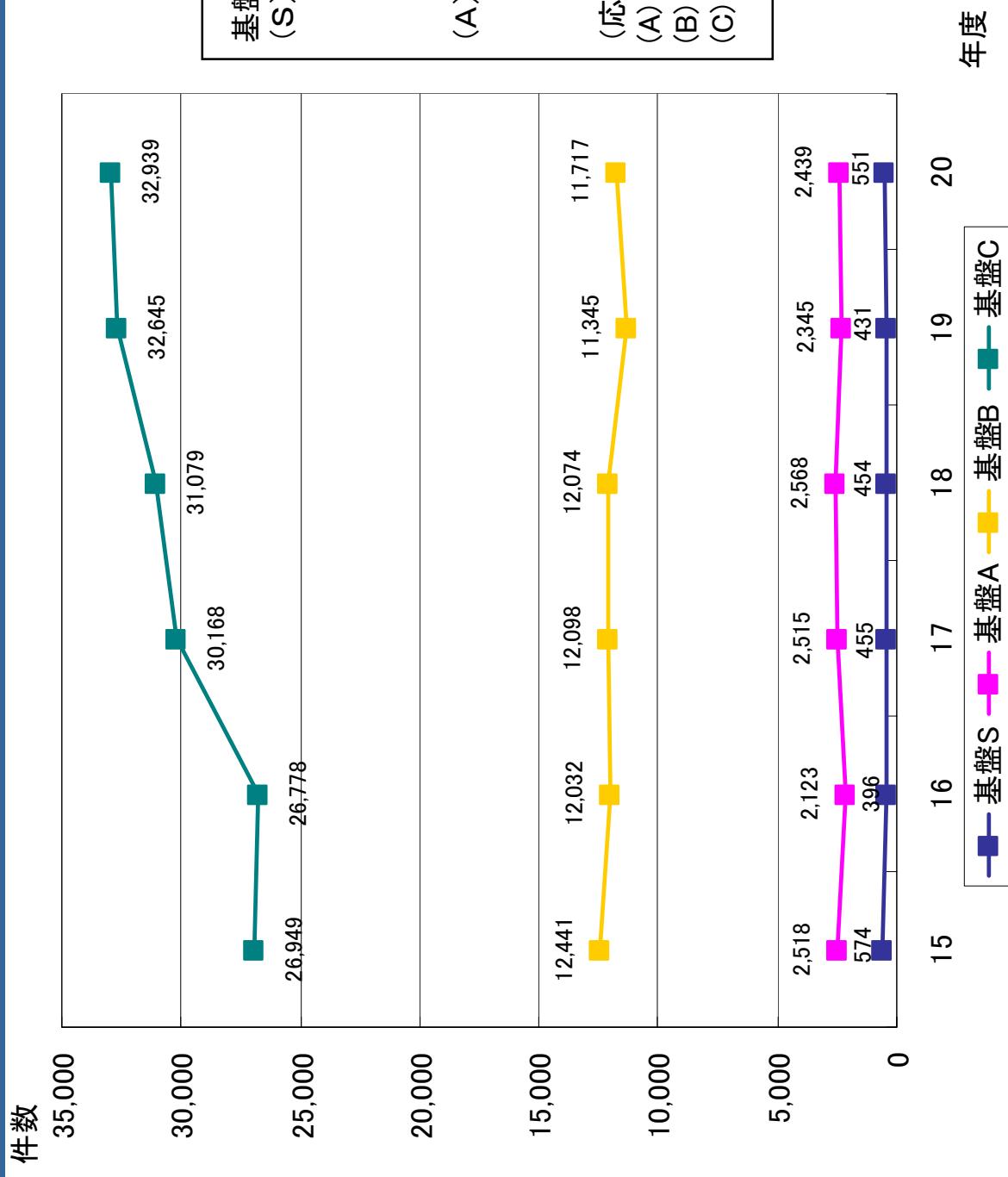
参考資料 『科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）』
(平成 21 年 7 月 16 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

科学研究費補助金をめぐる最近の状況等 について

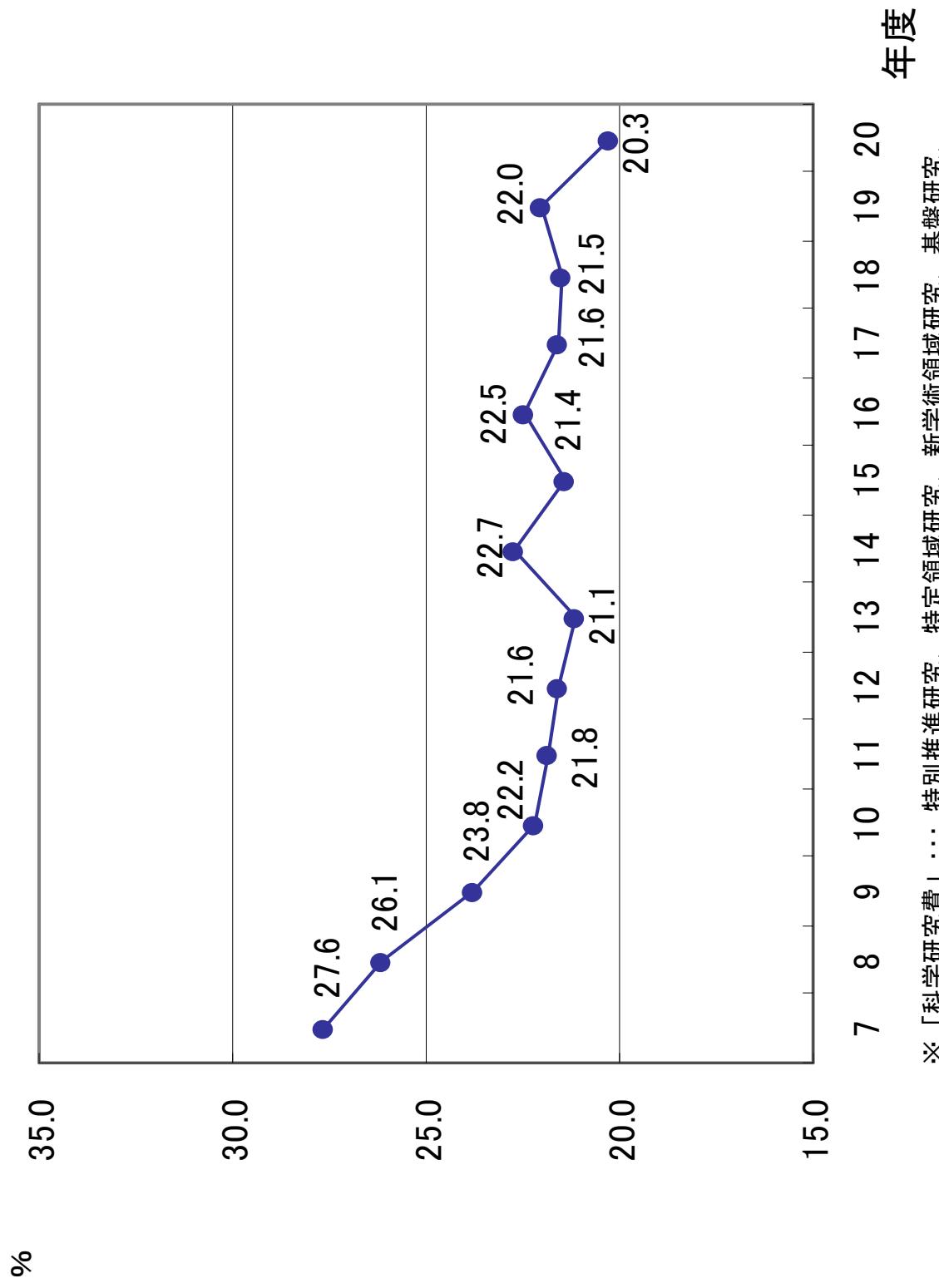
科学研究費補助金の予算額の推移



「基盤研究」 応募件数の推移

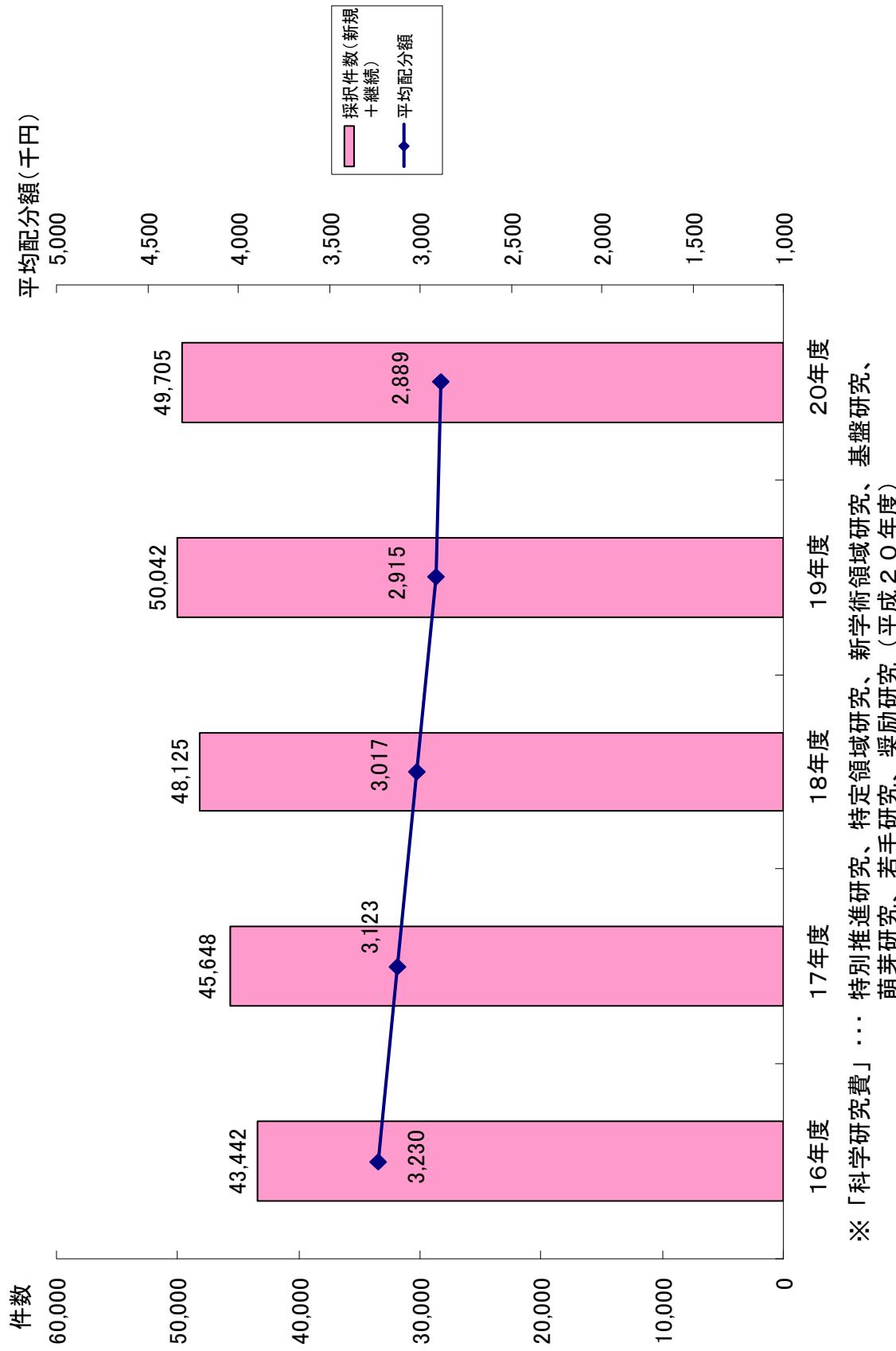


「科学研究費」の新規採択率の推移（H7～H20）



※ 「科学研究費」… 特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究、
萌芽研究、若手研究、奨励研究（平成20年度）

「科学研究費」（新規＋継続）の採択件数と平均配分額（過去5年間）



「科学研究費補助金に関する当面講すべき措置について（これまでの審議のまとめ）」
(平成21年7月16日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)
に盛り込まれている主な事項

1. 科研費による若手研究者への支援の在り方について

(1) 科研費における若手研究者支援の在り方について

- 科研費における若手研究の第一の目的は、経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること。
- 基盤研究へ移行して活躍できるだけの十分な力を蓄えた若手研究者を育成することが重要。
- 科研費の中核である基盤研究を中心に据え、将来的に若手研究者が基盤研究へ移行していくということを重点において検討すべき。

(2) 現行制度における問題点について

- 一つ目の課題は、若手研究者がある程度の年齢まで若手研究だけを繰り返し受け続けることができる。
できる限り多くの若手研究者が若手研究による支援を受けることができるよう、若手研究者全体の研究環境の改善につながるような取組を進めるべき。
- 二つ目の課題は、若手研究と基盤研究が全く別個の体系として構築されていること。
できるだけ早い段階で、より円滑に基盤研究に移行していくことができるよう、若手研究者支援の枠組みを考えるべき。
- 三つ目の課題は、基盤研究が若手研究と比べて十分とはいえないこと。
若手研究から基盤研究への円滑な移行のためには、基盤研究（A・B・C）の充実、特に基盤研究（C）の充実などが不可欠。

(3) 若手研究（S・A・B）の今後の在り方について

<当面の措置>

- 若手研究（S・A・B）について、平成22年度公募から、基盤研究への最終年度前年度応募の重複制限緩和（4年の研究期間の場合に、研究期間が終了する前に他の研究種目への応募を認める措置）を認める。
- 若手研究（S・A・B）について、平成22年度公募から、若手研究の研究種目全体を通じた回数制限を導入し、若手研究全体を通じて、2回に限り支援を受けることができるとする。
経過措置を設け、既に2回以上若手研究を受けている者も、年齢制限の範囲内であれば、もう1回受けることができることとする（平成25年度公募までの措置）。
- 若手研究（B）の予算の拡充を図る。
- 若手研究（A）については、基盤研究の中に位置付ける方向で、議論を進める。

<今後の方針>

- 若手研究（B）については、基盤研究（C）などとの関係について、研究費総額や研究期間などについてのバランスに留意しつつ、検討を進める。
- 若手研究（A）については、基盤研究に位置づけた場合に若手研究者や既に基盤研究を受けている研究者に与える影響、若手研究（A）を基盤研究の中に位置づけた場合の若手研究者の処遇について検討する。検討に当たっては、日本学術振興会などからも意見を聴く。
- 若手研究（S）については、今後の年次進行の状況を把握しながら、独立しようとしている研究者の自立を支援するという創設目的にあっているかどうか検証する。また、将来、基盤研究に位置づけることも検討する。検討に当たっては、日本学術振興会などからも意見を聴く。

(4) 若手研究（スタートアップ）の今後の在り方について

- 新規採用の研究者については、採用後2年目までの研究者を対象としているのを改め、前年秋の時点で応募資格を有していないかったため科研費に応募できず、4月の採用時点で科研費を受けられない者を対象とする。
- 「研究活動スタート支援（仮称）」などの名称に変更する。

2. 今後の「基盤研究」の在り方について

(1) 基盤研究（A・B・C）の今後の在り方について

- 科研費の中核である基盤研究は、予算の拡充を進めていく。特に、応募件数が増加している基盤研究（C）については、早急に大幅な増額に取り組む。

(2) 基盤研究（S）の今後の在り方について

- 基盤研究（S）の位置づけや役割等について、規模や内容が、比較的近いと考えられる特別推進研究と一体的に検討し、予算額を増額していく。具体的には、応募・審査も可能な範囲で一体的に取り扱うなど連携を強化していく方向で検討する。

3. 科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等について

(1) 科研費における研究成果の公開について

- 科研費NEWSや科研費ホームページ等の科研費の成果に関する記事を一層分かりやすいものとするよう、サイエンスライターの活用などを進める。

(2) 研究成果公開促進費の在り方について

- 研究成果の公開の取組を一層進めていくため、研究成果公開促進費の予算の拡充が必要。とりわけ学術図書の出版助成予算の拡充を図るべき。

※「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について
(これまでの審議のまとめ)」については、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/020803.htm
を御参照ください。

成長の源泉となる基礎科学力の強化

「基礎科学力強化総合戦略」（8月4日基礎科学力の強化推進本部決定）に基づき、我が国の成長の源泉となる基礎科学力の一層の強化を図るための施策を総合的に推進する。

競争的資金等公的資金の拡充と運用改善

○大学や研究開発型独立行政法人等の基盤的経費の確実な措置

○戦略的基礎科学研究強化プログラム(仮称)の創設

傑出した成果を出しうる潜在的能力を持つ研究者による基礎研究を長期(10年)にわたり支援
ノーベル賞級の卓越した内外の有識者からなる委員会で選定

○科学研究費補助金(科研費)の拡充による基礎研究強化と裾野拡大

○戦略的創造研究推進事業(戦略創造)の拡充による社会的研究要請に基づく目的基礎研究強化

○最先端研究開発支援プログラムの運用

・総合科学技術会議の方針に基づき柔軟に運用

若手研究人材養成総合プラン(仮称)

○若手の自立と活躍の場の確保

・「特別研究員制度」の拡充
・「若手研究者の自立的研究環境整備促進充実(テニニア・トラック)」の定着
・「若手研究者を活用した研究システムの改革支援事業(仮称)」の創設
▶ 博士課程学生等の参画による研究推進と人材育成を一体的に行う研究システムを構築

○若手による挑戦的・独創的な研究の推進

・「若手研究」等(科研費)、「さきがけナ」(戦略創造)の充実

○積極的な海外派遣による武者修行の奨励

・「若手研究者海外派遣事業」の効果的な推進等

○牽引力のある研究人材の養成

・産学が連携して中核的研究人材を養成する「高度研究開発リーダー育成事業(仮称)」の創設等

未来を担う創造的な青少年の育成

○才能を見出し伸ばす取組の充実

・国際科学オリンピックへの支援充実
・「スーパーサイエンスハイスクール(先進的な理数教育の実践校)支援事業」の拡充

○理数好きな児童生徒の裾野拡大

・理数指導における中核的役割を果たす教員養成支援の拡充

大学院生への経済的支援等の充実

○大学等の国際化拠点整備事業(グローバル30)の推進

・「国際化拠点整備事業(グローバル30)」の推進
・競争的資金におけるTA・RA※の雇用促進
・大学院生に対するTA等の経済的支援の強化
※TA:ティーチングアシスタント
RA:リサーチアシスタント

○教育研究体制の整備

・教育研究高度化のための支援体制整備事業

世界水準の拠点形成と研究支援強化

○世界トツプレベル研究拠点(WPI)の拡充と先進的なシステム改革の持続・発展

・「若手研究者を活用した研究システム」の創設
▶ ポストドクター等の高度専門人材を活用した研究マネジメント体制及び組織横断型の研究・技術支援チームを整備

・先端研究施設共用促進事業

○グローバル化の推進

・外国人研究者受入れのための周辺環境の国際化等

科学研究費補助金の拡充と改革 基礎科学力を強化する「科学研究費補助金」の拡充

平成22年度要求額：230,024百万円
(平成21年度予算額：196,998百万円)

- 科学技術基本計画(閣議決定)
“競争的資金の拡充”、“間接経費30%の早期実現”
“若手研究者支援”
- 基礎科学力強化総合戦略(基礎科学力強化推進本部)
“科学研究費補助金の拡充”

“「若手研究」等科学研究費補助金による若手研究者向けの研究費の充実”

“若手研究者が、「若手研究」から科学研究費補助金の中核的な研究種目である「基盤研究」へと円滑に移行できるよう支援するため、「基盤研究」を充実”

○ 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)

“将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力の強化”

○ 教育振興基本計画(閣議決定)

“科学研究費補助金等の競争的資金の拡充”

“科学研究費補助金の間接経費30%の早期実現”

○ 長期戦略指針イノベーション25(閣議決定)

“若手研究者の自立支援”、“ハイリスク研究の推進”

“競争的資金の拡充”、“間接経費30%の早期実現”

○ 平成22年度の科学技術に関する予算等の

○ 資源配分の方針(総合科学技術会議)

“基礎研究の強化により絶え間ないシーズの発掘”

“長期的・安定的な研究のため、基盤的経費の確保を図りつつ競争的資金を拡充”

科 研 費 の 拡 充 と 改 革

- 科研費の中核である「基盤研究」の充実(+186億円)
 - ・「基盤研究(A・B・C)」の拡充(+154億円)
 - ・学術研究をシームレスに発展させる「基盤研究(S)」の拡充(+32億円)
- 若手研究者の自立の促進等(+25億円)
 - ・若手研究者のチャレンジ機会確保のため「若手研究(B)」の拡充(+8.5億円)
 - ・特に優れた若手研究者の自立を促進する「若手研究(S)」の拡充(+6.5億円)
 - ・研究活動スタート期にあたる研究者への支援のため「若手研究(スタートアップ)」の見直し・拡充(+10億円)
- 革新的な基礎研究の推進(+99億円)
 - ・新たな領域を開拓する「新学術領域研究」の拡充(+40億円)
 - ・挑戦的で斬新なアイデアに着目する「挑戦的萌芽研究」の拡充(+59億円)
- 研究活動の幅野の拡大(+61.5億円 再掲)
 - ・我が国の研究活動の裾野を広げる「基盤研究(C)」「若手研究(B)」の拡充(+61.5億円)
- 研究成果公開の促進等(+20億円)
 - ・科研費の研究成果を社会に還元する「研究成果公開促進費」の拡充等(+20億円)

○ 不正使用防止策の推進

- ・経理管理・監査実施状況報告書の応募要件化
- ・機関管理の体制強化、ルールの周知徹底等

- 電子システム化の推進
- 年度間繰越の活用促進

○ 研究費の有効活用

- ・補助金の不正使用の防止
- ・研究活動の不正行為の防止
- ・研究費配分における無駄の排除

○ 科研費の弾力的使用

科学研究費補助金の適正な執行の確保について

文部科学省は、これまで、科学研究費補助金（科研費）の不正使用等の防止及び適正な執行を図るため、不正使用を行った研究者等に対し一定期間科学研究費補助金を交付しない取扱いの導入や補助金の機関管理の義務化、各研究機関による内部監査の義務化、研究機関が実施する説明会において補助金の使用ルールの周知徹底などについて、通知や諸会議を通じて各研究機関に対して制度に基づく適切な取組を要請しているところです。

しかしながら、平成18年度会計検査院決算検査報告で、科研費の機関管理を義務化した平成16年度以降の研究課題に関して、架空の取引による預け金を指摘されました。

また、最近の研究機関における内部監査等の実施や会計検査院の実地検査により、以下のような事例が報告されました。これらの事例は、機関において直接経費・間接経費の使用ルールの理解や勤務実態等の事実確認が不十分であったために生じるものと考えられます。

（直接経費に関する不適切な事例）

- 物品費の支出に関し、新規採択課題の交付内定通知書受領前の物品購入に関する立替払いの精算において、新規採択研究課題の経費として支出していた。
- 謝金の支出に関し、出勤簿が勤務実態を正確に反映していない記載がなされていた。

（間接経費における不適切な事例）

- 機関における間接経費に関するルール（配分や使用方法など）が整備されていないために、計画的な執行が行われていない。
- 研究環境の整備（研究室の整備や研究者への配分など）に係る執行状況を機関で把握していないために、直接経費との区分が明確となっていない。

各研究機関においては、公的研究費を管理する研究機関としての適切性を疑われないよう、引き続き「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（平成18年11月28日付け18文科振第559号）」等を踏まえ機関管理を徹底し、不正使用等防止策に取り組んでいただきますようお願いします。

不正使用、不正受給及び不正行為に関する最近の事例

- 平成9、10、12、13年度及び平成15年度～平成18年度に交付された科研費において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。

〔架空請求（預け金、カラ謝金、カラ出張）〕

- 平成10年度～平成18年度に交付された科研費において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。

〔架空請求（預け金）〕

- 平成15、16、18年度に交付された科研費において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。

〔架空請求（カラ謝金）〕

- 平成8年度から平成15年度にかけて、応募・受給資格がない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。 [不正受給]

- 平成17年度及び19年度に交付された科研費の研究成果として発表された3編の論文について、過去の実験のデータを用いて図表の改ざん・ねつ造を行った。 [不正行為（改ざん・ねつ造）]

- 平成16年度に交付された科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、英語の原著論文を許諾を得ず無断で翻訳し、引用であることを明記せず、当該研究課題の研究成果として公表した。 [不正行為（盗用）]

平成20年度科学研究費補助金の繰越しについて

1. 繰越し件数等の推移（過去5カ年）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰越し件数	10件	55件	641件	1,297件	1,312件
申請機関数	8機関	45機関	117機関	159機関	193機関

【平成20年度の繰越事由別件数】

- ・計画に関する諸条件 1,130件
- ・気象の関係 19件
- ・資材の入手難 83件
- ・研究に際しての事前調査の困難 15件
- ・研究方式の決定の困難 65件

【繰越承認申請に至らなかった主な事例】

事例1　自己都合が主な要因となっている場合

　例)・教育活動等本来の業務が多忙

事例2　予め予見可能であった場合

　例)・改正された法律等の施行による状況の変化

　・前年度の出来事（災害等）

事例3　当初より、20年度中に終了しないことが明らかな場合

　例)・複数年にわたる事象を対象としているもの

2. 平成21年度科学研究費補助金の繰越しについて

平成21年度科学研究費補助金の繰越し申請は、補助条件により平成22年3月1日までとなっております。繰越し事由に該当するケースが生じた場合は、期日までに文部科学省学術研究助成課研究推進係（電話 03(5253)4111(内線4183・4315)）まで、事前相談の連絡をお願いします。

(対象要件)

研究遂行に際し、交付申請書提出以後に生じた予見しがたい、やむを得ない事情により、21年度中に当初の研究計画を完了することが不可能となった研究課題のうち、研究期間を平成22年度まで延長することで、補助事業が完了する見込みがあるもの。

